

重 要 事 項 説 明 書 入 所 利 用 契 約 書

**地方独立行政法人長野県立病院機構
長野県立木曽病院介護医療院「ユーライフきそ」
介護保険事業所番号 第20B2600015号**

長野県立木曽病院介護医療院「ユーライフきそ」 重要事項説明書

(令和7年8月1日現在)

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	長野県立木曽病院介護医療院「ユーライフきそ」
・開設年月日	令和2年3月1日
・所在地	長野県木曽郡木曽町福島6613番地4
・電話番号	0264-22-2715
・ファックス番号	0264-22-2800
・管理者名	院長 濱野 英明
・介護保険指定番号	介護医療院(20B2600015号)

(2) 介護医療院の目的

介護医療院とは、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話などを提供すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や介護予防短期入所療養介護を提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

(3) 施設の職員体制(兼務先は、併設する長野県立木曽病院職員)

職 種	職員数	夜 間 (2名体制)	業務内容
医 師	1以上(兼務)		医療行為(診断・治療)
看 護 職 員	4以上(兼務)	1又は2	療養上の世話、診療補助
介 護 職 員	5以上(兼務)	1又は0	療養上の世話
薬 剤 師	1以上(兼務)		薬の処方、服薬指導
理 学 療 法 士	1以上(兼務)		リハビリテーション
言 語 聴 覚 士	1以上(兼務)		リハビリテーション
管理栄養士・栄養士	1以上(兼務)		栄養管理、指導
介護支援専門員	1以上		施設サービス計画作成
診療放射線技師	1以上(兼務)		放射線検査
事 務 職 員	1以上(兼務)		給付費請求、支払事務等

- (4) 入所定員等
- ・定 員 II型療養床 20名
 - ・療養室 個室 1室、 3人室 1室、 4人室 4室

2 サービス内容

- (1) 施設サービス計画の立案
- (2) 短期入所療養介護計画の立案
- (3) 食事(食事は原則として食堂でお取りいただきます。)
- (4) 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- (5) 排泄(利用者の身体の状態により、排泄の自立について必要な援助を行います。)
- (6) 褥瘡の予防
- (7) 診療・看護
- (8) 医学的管理の下での介護(退所時の支援も行います。)
- (9) 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)

- (10) 相談援助サービス
- (11) 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- (12) 理美容サービス
- (13) その他

これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3 併設医療機関等

当施設では、下記の医療機関を併設し、また、歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応しています。

- (1) 併設医療機関
 - ・名 称 長野県立木曽病院
 - ・住 所 長野県木曽郡木曽町福島 6 6 1 3 番地 4
- (2) 併設歯科医療機関
 - ・名 称 長野県立木曽病院
 - ・住 所 長野県木曽郡木曽町福島 6 6 1 3 番地 4

◇ 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「入所利用契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4 施設利用に当たっての留意事項

- (1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- (2) 面会時間は、午後 2 時から午後 4 時までです。
- (3) 外出又は外泊を希望される時は、あらかじめ職員に申し出てください。
- (4) 飲酒・喫煙はご遠慮ください。
- (5) 施設ご利用の際は、多額の金銭や貴重品等をお持ちにならないようお願いします。
- (6) ペットの持ち込みは、ご遠慮ください。
- (7) 当施設の医師が必要と判断した場合には医療機関への受診をしていただき、その際にはご家族様の付添いをお願いいたします。
- (8) 施設内の器具や設備の使用については、職員の指示に従い、取り扱いには十分注意してください。
- (9) 施設内へは、火器・危険物など他の利用者の迷惑となるような物品は持ち込まないでください。
- (10) 施設における日課を守り、他の利用者の迷惑となるような行為は行わないでください。

5 非常災害対策

- (1) 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、非常階段、避難用スロープ
- (2) 防災訓練 年 2 回

6 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7 要望及び苦情等の相談

当施設の相談担当者まで、お気軽にご相談ください。

(電話：0264-22-2715)

要望や苦情などは、担当の介護支援専門員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、療養病棟食堂内に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、院長に直接お申し出いただくこともできます。

介護医療院施設サービスについて

(令和7年8月1日現在)

1 介護保険証及び介護保険負担割合証の確認

- (1) ご利用のお申込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証及び介護保険負担割合証を確認させていただきます。
- (2) 介護保険証及び介護保険負担割合証に変更があった場合は、速やかに職員まで連絡ください。

2 介護医療院施設サービス

当施設でのサービスは、施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇ 医療

介護医療院は、長期にわたり療養が必要な要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇ リハビリテーション

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇ 栄養管理

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇ 生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3 利用料金

(1) 利用者負担についての説明

介護医療院をご利用される利用者のご負担は、介護保険の給付にかかる自己負担分と保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、理美容代、診断書等の文書作成費、要介護認定の申請代行費等）を利用料としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、短期入所療養介護）毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数等で異なりますし、利用料も各施設の設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照ください。

介護保険には、大きく分けて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅にいて種々のサービスを受ける居宅サービスがありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、短期入所療養介護は、居宅サービスであり、原則的に利用に際しては、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。

居宅サービス計画は、利用者ご本人が作成することもできますが、居宅介護支援事業所（居宅サービス計画を作成する専門機関）に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護医療院の担当者にご相談ください。

(2) 料金

別表1（料金表）参照

＜別表 1（料金表）＞

1 保険給付の自己負担額

（1）施設利用料

施設利用料（介護保険制度では要介護認定による要介護の程度及び所得による負担割合によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

要介護区分	従来型個室	多床室
要介護1	675円	786円
要介護2	771円	883円
要介護3	981円	1,092円
要介護4	1,069円	1,181円
要介護5	1,149円	1,261円

※利用者の状態により個室利用の必要があると医師が判断した場合には、個室を利用した場合でも多床室での算定となります。

（2）施設利用料加算項目（介護報酬上で定められているもの）

サービス内容により、上記施設サービス費に加算されます。

	項目	サービス内容・要件等	単位数
	夜間勤務等看護加算（Ⅳ） （1日につき）	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たす場合。	7
	外泊時費用※1 （1日につき）	外泊された場合、上記施設サービス費に代えての料金となります。（外泊の初日・最終日以外）	362
	試行的退所サービス費※1 （該当の場合のみ）	居宅へ試行的に退所させ、介護医療院が居宅サービスを提供する場合。（外泊の初日・最終日以外）	800
	他科受診時費用※1 （該当の場合のみ）	専門的な診療が必要となり他の病院・診療所を受診した場合。	362
	初期加算（1日につき）	入所日から30日間に限り加算。	30～60
	再入所時栄養連携加算 （該当の場合のみ）	管理栄養士が入院した医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養ケア計画を策定した場合。	200

※1に該当する場合は、基本利用料に代えて算定されます。

退 所 時 指 導 等 加 算 （ 該 当 の 場 合 の み ）	退所前訪問指導加算	入所期間が1月を超えると見込まれる入所者について、退所前に居宅等を訪問し指導した場合。	460
	退所後訪問指導加算	退所後30日以内に居宅等を訪問し指導した場合。	460
	退所時指導加算	入所期間が1月を超える入所者の退所時に入所者、家族に対し退所後の療養上の指導をした場合。	400
	退所時情報提供加算 （Ⅰ又はⅡ）	入所期間が1月を超える入所者が退所し、退所後の主治医や施設に対し、必要な情報を提供した場合。	250又は 500
	退所前連携加算	入所期間が1月を超える入所者が退所し、退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者に対し必要な情報提供を行い、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行う場合。	500
	訪問看護指示加算	退所時に訪問看護サービスを行う事業者に訪問看護指示書を交付した場合。	300

栄養管理	栄養マネジメント強化加算 (1日につき)	利用者個々の栄養ケア計画の策定や栄養管理、定期的な評価等を行った場合。	11
	経口移行加算 (該当の場合／1日につき)	経口摂取を進めるため経口移行計画を策定し、当該計画に従い、栄養管理及び支援が行われた場合。	28
	経口維持加算(Ⅰ) (該当の場合／1月につき)	管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合。	400
	経口維持加算(Ⅱ) (該当の場合／1月につき)	経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、食事摂取支援のための会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合。	100
管口 理腔	口腔衛生管理加算(Ⅰ又はⅡ) (該当の場合／1月につき)	歯科衛生士が口腔ケア計画の策定や口腔ケアを行った場合。	90又は 110
	療養食加算 (該当の場合／1食につき)	療養食(腎臓病食や糖尿病食など)の提供を行った場合。	6
	在宅復帰支援機能加算 (該当の場合／1日につき)	入所者の家族との連携調整を行っており、退所後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して居宅サービスに必要な情報の提供及び退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合。	10
	認知症行動・心理症状緊急対応加算 (該当の場合／1日につき)	認知症の症状により、緊急の利用が適当であると医師が判断した場合。	200
	若年性認知症患者受入加算 (該当の場合／1日につき)	若年性認知症患者に対してサービスを提供した場合。	120
	重度認知症疾患療養体制加算 (該当の場合／1日につき)	日常生活に支障きたすおそれのある症状又は行動が認められる利用者が一定割合以上の場合。	40～ 200
	自立支援促進加算 (該当の場合／1月につき)	継続的に入所者に対して自立支援を行った場合。	280
	排せつ支援加算(Ⅰ～Ⅲ) (該当の場合／1月につき)	排せつにかかる要介護状態が軽減できると医師・看護師が判断し、排せつ支援を行った場合。	10～30
	科学的介護推進体制加算 (Ⅰ又はⅡ) (該当の場合／1月につき)	入所者に対しての介護サービス向上のため、厚生労働省に介護データの提供を行った場合。	40又は 60
	長期療養生活移行加算 (該当の場合／1日につき)	療養病床に1年以上入院していた者で介護医療院に直接入所した場合。	60
	安全対策体制加算 (該当の場合／1回につき)	事故発生防止のため、施設で安全対策を実施している場合。	20
	協力医療機関連携加算Ⅰ (1月につき)	施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制及び在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築した場合。	50～ 100
	高齢者等感染対策向上加算 (Ⅰ又はⅡ)(1月につき)	振興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関との連携体制を構築した場合。	5又は10

	生産性向上推進体制加算 (Ⅰ又はⅡ)	介護ロボットなどのテクノロジーを活用し、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減などの対策を講じた場合。	10又は 100
	サービス提供体制強化加算 (Ⅰ～Ⅲ)(1日につき)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が一定割合以上などであり、サービス体制を強化している場合。	6～22
	介護職員処遇改善加算	介護職員の処遇改善を図り介護サービスの向上を図っている場合。	算定した単 位数の 26/1000、 19/1000 又 は 10/1000 に相当する 単位数
	緊急時治療管理 (該当の場合／1日につき)	入所者の病状が重篤となり、救急救命に必要な投薬、検査、注射等を行った場合。	518
特 別 診 療 費	緊急時施設診療費 特定治療	入所者の病状が著しく変化した場合にリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療等を行った場合。	医科診療報酬点数表に定める点数
	認知症専門ケア加算(Ⅰ) (該当の場合／1日につき)	所定の状態の入所者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合。	3
	感染対策指導管理 (1日につき)	常時感染防止対策を行う場合。	6
	褥瘡対策指導管理(Ⅰ又はⅡ) (1日につき)	常時褥瘡対策を行う場合。	6又は10
	初期入所診療管理 (該当の場合／1回につき)	医師が診療方針を文書で説明した場合。	250
	特定施設管理 (該当の場合／1日につき)	後天性免疫不全症候群の病原体に感染している入所者に対して介護医療院サービスを行う場合。	250
	特定施設管理 (該当の場合／1日につき)	上記入所者に対し、個室にて介護医療院サービスを行う場合。	300
	重度皮膚潰瘍管理指導 (該当の場合／1日につき)	重度皮膚潰瘍を有している利用者に対して、計画的な医学的管理を行い、療養上必要な指導を行った場合。	18
	薬剤管理指導	入所者に対して、投薬又は注射及び薬学的管理指導を行った場合。	350
	薬剤管理指導 医学情報提供(Ⅰ) (該当の場合／1回につき)	入所者の服薬情報等の情報を厚生労働省に提出し、適切な実施のため当該情報を活用した場合。	20
		疼痛緩和のために、投薬又は注射が行われている利用者に対し、当該薬剤の使用に関する薬学的管理指導を実施した場合。	50
		退所時、入所者の紹介を病院に行った場合。	220
	医学情報提供(Ⅱ) (該当の場合／1回につき)	退所時、入所者の紹介を診療所に行った場合。	290

理学療法（Ⅰ）、（Ⅱ） （該当の場合／１回につき）	理学療法を個別に行った場合、１日４回を限度に算定。４ヶ月目以降、１月に１１回目以降実施の場合、１００分の７０で算定。	１２３ 又は７３
作業療法 （該当の場合／１回につき）	作業療法を個別に行った場合。	１２３
言語聴覚療法 （該当の場合／１回につき）	言語聴覚療法を個別におこなった場合。	２０３
集団コミュニケーション療法 （該当の場合／１回につき）	集団コミュニケーション療法をおこなった場合。	５０
摂食機能療法 （該当の場合／１日につき）	摂食機能療法を３０分以上行った場合、１月４回を限度に算定。	２０８
短期集中リハビリテーション （該当の場合／１日につき）	入所日から３ヶ月以内の期間に集中的に理学療法又は摂食機能療法を実施した場合。	２４０
認知症短期集中リハビリテーション （該当の場合／１日につき）	認知症入所者の在宅復帰を目的とした記憶の訓練、日常生活活動の訓練等のリハビリテーションを行った場合。	２４０

※特定治療に該当する医療行為を行った場合は別途料金が加算されます。

（やむを得ない事情により行われるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療等）

３ その他の料金

（単位：円）

項目	サービス内容・要件等	料金
食費（１日につき）	食費または居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されているそれぞれの負担限度額が上限となる。 ※これらの国が定める負担限度額（第１段階から３段階まで）の利用者の自己負担額については、別紙参照。	１,６００円
居住費（多床室）		６９７円
居住費（個室）		１,７２８円
特別室料（１日につき）	利用者又は家族の希望により個室に入所した場合。	１,２２２円
テレビ・冷蔵庫リース代（電気代含む） （１日につき）	テレビ・冷蔵庫を利用される場合、リース代金（電気代含む）をお支払いいただきます。	１００円
理美容代（１回につき）	毎週月曜日のみ ※予約のみ職員にて行いますが、お支払い含めた当日の対応はご家族にお願いしております。	３,５００円
私物の洗濯代（１回につき）	毛布綿入れ類等	３００円
	看護つなぎ	２００円
	ズボン下・腹帯・三角巾 弾性ストッキング（長）	１００円
	T字帯・パンツ・靴下・足カバー 弾性ストッキング（短）	５０円
死亡診断書料	死亡診断書を発行した場合。	５,５００円
死後処置料	死後処置を実施した場合。	５,５００円

４ 支払い方法

① 毎月１５日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

② お支払い方法は、当施設指定の口座振替及び銀行振込となります。また、併設医療機関（県立木曽病院）

の会計窓口においても、支払いができますが、その際は必ず請求書を持参してください。持参されていない場合は、支払いができないことがあります。

「国が定める利用者負担限度額段階（第１～３段階）」 に該当する利用者等の負担額

- 食費または居住費の利用者負担は、所得などの状況から第１～第４段階に分けられ、国が定める第１～第３段階の利用者には負担軽減策が設けられています。当施設では、国の基準に基づき、下記のとおり負担額を定めています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第１～第３段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護保険指定施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第４段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第１・第２・第３段階に該当する利用者とは、概ね介護保険料段階の第１・第２・第３段階にある次のような方です。

利用者負担段階	対象者
第１段階	生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方
第２段階	所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が 80 万円以下の方
第３段階	所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第２段階以外の方 (課税年金収入額が 80 万円超 266 万円未満の方など)

- 利用者の方が世帯非課税であっても、配偶者の方（世帯分離をしている場合を含む）が課税されている場合、または単身で 1000 万円超、夫婦で 2000 万円超の預貯金を保有している場合には、利用者負担４段階となります。
- 利用者負担第４段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第３段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、木曽広域連合健康福祉課（電話 23-1050）までお尋ねください。

負担額一覧表（１日あたりの利用料）

	食費	利用する療養室のタイプ	
		従来型個室	多床室
利用者負担第１段階	300 円	550 円	———
利用者負担第２段階	390 円		430 円
利用者負担第３段階	650 円	1,370 円	

個人情報の利用目的

(令和7年2月1日現在)

長野県立木曽病院介護医療院では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護医療院内部での利用目的〕

- ①当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ・入退所等の管理
 - ・会計・経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ①当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ・検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ・家族等への心身の状況説明
- ②介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ④厚生労働省への利用者の介護サービス情報の提供
国からの要望による、介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進し、介護サービスの質の向上を図る観点に係る取組のための情報提供

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ①当施設の管理運営業務のうち
 - ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・当施設において行われる学生の実習への協力
 - ・当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ①当施設の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関への情報提供
 - ・介護支援専門員等の資格取得または更新に係る研修等で用いる事例及び外部指定研修実施機関への提出

入所利用契約書

(契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

(適用期間)

第2条 本契約は、利用者が長野県立木曽病院介護医療院入所利用契約書を当施設に提出したときから効力を有します。ただし、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人と契約を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本契約書、重要事項説明書の改定が行われたい限り、初回利用時の契約書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

3 前項にかかわらず、介護保険法改正に伴い、重要事項説明書の改定が行われた場合においても、改定内容を記載した文書で利用者及び身元引受人の契約を得るものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。ただし、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

(1) 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること

(2) 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本契約上等施設に対して負担する一切の債務を利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

(1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

(2) 入所利用が解除もしくは終了した場合の残物置の引き取り等の処置、または、利用者が死亡場合の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、または当施設、当施設の職員もしくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為または反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。ただし、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、退所意思表示をすることにより、本契約に基づく入所利用を解除することができます。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。ただし、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院または入所による終了)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

(1) 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合

(2) 当施設において定期的に実施される入退所判定委員会において、退所して居宅又は他施設において生活できると判断された場合

(3) 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な施設サービスの提供を超えると判断された場合

(4) 利用者及び身元引受人が、本契約に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合

- (5) 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷、ハラスメントその他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- (6) 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにも関わらず、新たな身元引受人を立てない場合。ただし、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- (7) 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- 2 利用者が病院に入院または他の施設に入所した場合、本契約に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

- 第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本契約に基づく施設サービスの対価として、重要事項説明書の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。ただし、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当施設は、利用者、身元引受人または利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、送付します。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人または利用者の指定する者に対して、領収書を交付（送付）します。

(記録)

- 第7条 当施設は、利用者の施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。（療養録及び苦情、事故の記録については、5年間保管します。）
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じ、事務処理については、長野県立木曽病院の診療情報提供（カルテ開示）に準じて行います。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。ただし、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。ただし、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

- 第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、当施設の医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記載することとともに、当施設の医師が身体拘束に関する記録について、療養録に記載することとします。

(虐待の防止)

- 第9条 当施設は利用者に対する虐待を防止するため、必要な措置を講じます。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のため、指針の整備し、担当者を設置するなど体制を整備するとともに職員に対して研修を実施します。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第10条 当施設とその職員は、当施設の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者または身元引受人若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を重要事項説明書のとおり定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、この契約をもって情報提供を行うこととします。
- (1) サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- (2) 居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター（介護予防支援事業所）等との連携
- (3) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

- (4) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- (5) 生命・身体 の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- (6) 介護サービスの質の向上に資するための学会、研究会等での事例研究発表等
（この場合は、利用者個人が特定できないよう仮名等を使用することを厳守します。）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第 11 条 当施設は、利用者に対し、当施設の医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、併設医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前 2 項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第 12 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、併設医療機関、併設歯科医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前 2 項に該当する場合、当施設は利用者または身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第 13 条 利用者及び身元引受人または利用者の親族は、当施設の提供する施設サービスに対しての要望又は苦情等について、当施設の相談担当者に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、院長宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

第 14 条 施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用者の権利、義務憲章）

第 15 条 医療介護は、利用者と医療介護提供者との信頼関係の上に成り立つもので、その中心はあくまでも利用者であることから、利用者には次のような権利があります。

- (2) 良質な医療・介護を公平に受ける権利
- (3) 個人として尊重される権利
- (4) 十分な説明と情報提供を受ける権利
- (5) 医療介護行為を選択し、決定する権利
- (6) 自分の生活記録の開示を求める権利
- (7) プライバシーが守られる権利

2 医療介護は、利用者と医療介護提供者の協同作業であり、利用者は次のような義務があります。

- (1) 正確な情報を提供するとともに疫病や医療・介護を十分理解するよう努力する義務
- (2) 医療・介護に取り組む義務
- (3) 快適な医療・介護環境づくりに協力する義務

（利用契約に定めのない事項）

第 16 条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

当施設は利用契約書、重要事項説明書に基づいて、長野県立木曽病院介護医療院「ユーライフきそ」のサービス内容及び重要事項を説明いたしました。

事業者名 地方独立行政法人長野県立病院機構

事業所名 長野県立木曽病院介護医療院

ユーライフきそ

説明者 職 名

氏 名

私は、契約書及び本書面により、事業者から施設入所についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名

利用者の身元引受人

住所

氏名

この契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、利用者の身元引受人、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者

住 所 長野県木曽郡木曽町福島 6613-4
施設名 地方独立行政法人長野県立病院機構
 長野県立木曽病院介護医療院

院 長 濱野 英明 印

利用者

住 所 _____
氏 名 _____ 印

利用者の身元引受人

住 所 _____
氏 名 _____ 印

	請求書・領収書の送付先		緊急連絡先
フリ 氏 ガナ 名		フリ 氏 ガナ 名	
住 所	〒 _____	住 所	〒 _____
電話番号		電話番号	
続 柄		続 柄	